

枚方市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）7 月 2 日

|         |         |
|---------|---------|
| 枚方市監査委員 | 上 森 太一郎 |
| 同       | 分 林 義 一 |
| 同       | 番 匠 映 仁 |
| 同       | 一 原 明 美 |

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

## 1. 監査の対象

### (1) 対象部課

危機管理部      危機管理政策課  
危機管理対策推進課

### (2) 対象事務

令和5年度（2023年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査の期間

令和6年（2024年）4月1日（月）～令和6年（2024年）7月1日（月）まで

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

〔危機管理政策課〕

#### ○防犯灯補助金交付事務委託について

本市では、夜間における犯罪の防止及び市民の通行の安全を図るため、防犯灯を設置し維持管理する自治会等に対し、費用の補助を行っている。

危機管理政策課では、防犯灯補助金交付事務を枚方市防犯協議会に委託しているが、本来、補助金の支出事務は地方自治法上、私人に委任することができないものとされており、速やかに、補助金交付事務の方法等について見直しを行い、補助金の交付事務を適正に行うよう要望する。

〔危機管理対策推進課〕

#### ○防災備蓄品等の管理状況について

危機管理対策推進課では、地域防災計画に基づき備蓄している食料や避難生活用品等について、物資等の購入及び管理を行うとともに、備蓄倉庫施設の維持管理を行っているが、賞味期限が過ぎたアルファ化米 21,600 食が保管されていた。

同課では、賞味期限が近づいたアルファ化米について、防災訓練での活用や社会福祉協議会等への提供を一部で行っており、今回廃棄予定分については、再資源化の検討が行われたものの実現には至らず保管されていたものである。

備蓄目的から賞味期限のある物品の廃棄はやむを得ない措置と思われるが、資源の有効活用を少しでも多く図ることで、廃棄量を減らすことは本市のごみ減量の方針に沿った取組でもあり、今後も積極的に有効活用を図る手立てを検討するよう要望する。